

NHK情報公開・個人情報保護審議委員会の個人情報諮問第4号に対する意見

1 再検討の求めに至る経緯

開示の求めをした本人から、本人がNHK横浜放送局かながわ西営業センターに対して電話した「苦情・要望・問い合わせ等」でNHKが保有している情報の開示の求めがあった。

NHKでは、本人が、かながわ西営業センターに電話した「苦情・要望・問い合わせ等」の内容は録音していないため、本人が求めている保有個人データは存在しないとして不開示とした。

これに対して本人から、「録音の話では無いよ。記録だよ。しっかりしてください。」として再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

NHKが開示の求めの対象としている個人情報は、NHKの個人情報データベースを構成する個人データである。ここでいう個人情報データベースとは、特定の個人情報を電子計算機で検索できるように体系的に構成したもの、または一定の整理をすることによって特定の個人情報を容易に検索できるように構成したものである。

本人が開示を求めた、本人とかながわ西営業センターとの電話による会話の内容は、個人情報データベースに保存していないので、該当する保有個人データは存在せず開示することはできない。

3 審議委員会の判断

開示の求めに係る保有個人データは存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成23年6月 8日 (第138回審議委員会) 個人情報第4号諮問
6月27日 (第139回審議委員会) 審議
7月19日 (第140回審議委員会) 審議、答申